

ID: 77

担当部署: 福祉課

処分の概要	負担金の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	大河原町ホームヘルプサービス事業利用者負担金条例 第4条		
例 規 番 号	平成6年条例第5号		
【基準】 第4条の規定による。 （負担金の減免） 第4条 町長は、災害その他特別な事情により、特に必要があると認める場合は、負担金の全部又は一部を免除することができる。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日